

## 公益財団法人東京三商会奨学生選考委員会規程

第1条 この規程は、公益財団法人東京三商会定款第34条に基づいて定める。

2 公益財団法人東京三商会奨学生選考委員会（以下「委員会」という）は、理事会の諮問に応じて、この法人の奨学生の選考に関する事項を行う。

第2条 奨学生選考委員（以下「委員」という）の数は5名以上9名以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。

- (1) この法人の理事会で選出された担当役員
- (2) この法人の趣旨及び目的に深い理解を有する学識経験者

第3条 委員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠として、又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は他の在任委員の任期の残存期間と同一とする。

3 委員は、辞任又はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

第4条 委員のうち、1名を委員長、1名を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、委員会の決議によって委員の中から互選する。

3 委員長は、委員会を代表する。ただし、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が代理し、その職務を行う。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会を招集しようとするときは、会議に付議すべき事項、日時及び場所を、あらかじめ全委員に通知しなければならない。

第6条 委員会は、全委員の過半数以上出席しなければ、議事を開き、決議することができない。但し、委任状による出席を認める。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会の議長は委員長とする。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、理事会が定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。